

市県民税の申告相談



2月6日(水)から始まります

お問い合わせは
市役所税務課市民税係
☎49-3111
(内線 232・233・216)

二月六日から平成十四年度(平成十三年中の所得に関する)市県民税の申告相談が始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出していただく申告書から算出されます。税金は私たちが快適な市民生活を送るうえで欠かすことのできない大切なものです。期間内に正しい申告をしましょう。

申告が必要な場合は

○14年1月1日現在、大館市に住んでいて、13年中(13年1月～13年12月)に、営業等や農業、不動産(地代・家賃)、給与(中途退職、2カ所以上から給料をもらっている場合を含む)などの所得があったかた

○13年中に所得がなかったかたで、市県民税申告書を送られたかた
※この場合、市県民税申告書裏面の「収入のなかった方へ」欄に記入のうえ、申告してください(郵送でも申告できます)。

○大館市に住んでいなくても、14年1月1日現在、大館市に事務所、事業所をお持ちのかた
☆申告書は12年中の所得の状況を参考にして送付しています。13年中に配当、公的年金以外の年金や生命保険の満期受取金などの所得があったかたは申告書を送られなくても申告が必要です。申告書をお送りしますのでご連絡ください。

申告が不要な場合は

○所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた
○給与所得だけのかたで、年末調整をした給与支払報告書が勤め

先から市役所へ提出されているかた

※わからない場合は勤め先でご確認ください。

○公的年金所得だけのかた
☆確定申告書を税務署へ提出するかた以外で、医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたや、年末調整時に合算していない給与があるかたは、申告が必要です。

営業所得・不動産所得がある場合は

営業所得や不動産所得があると思われるかたには、市県民税申告書と一緒に収支計算書をお送りしています。収支計算書に記入のうえ、申告書に添付してください。また、十三年中に新たに事業を始めたかたで、収支計算書が送られていない場合は、ご連絡ください。

農業所得がある場合は

○収支計算をするかた
農業所得についても、売上金などの収入金から必要経費を差し引いて所得を計算することになっています。収支計算書を必ず作成のうえ、確認のための帳簿など(例・収支計算ノート、領収書など)をご持参ください。

※収支計算書を作成していない場合は、すぐに申告相談ができないこともあります。なお、JAあきた北営農課では、収支計算の指導をしておりますのでご相談ください。

○農業所得標準で申告するかた
耕作面積が2ヘクタール未満のかたで、帳簿など記帳していないかたのために、市では「農業所得標準」を決めています。この「農業所得標準」で申告するかたは、申告書に同封の「農業所得標準の計算書」に記入のうえ、次のものを必ずご持参ください。

▽農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など、収入金額がわかるもの

※農産物を出荷していないかたは、収穫量を控えてきてください。

▽受け取り小作料、作業受託料、補償金などの収入のあるかたは、相手先や金額がわかるもの

▽経費として別途実額控除するための次の領収書など

- ・大型農機具(トラクターやコンバインなど)を13年中に購入したかたは、購入年月、購入価格などを証明できる書類
- ・雇入費、施設利用料、作業委託料、支払小作料、土地改良区費、